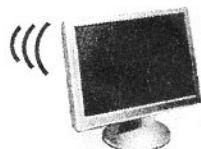


みんなの防災・ これだけは知っておこう 編

1 地震のときは



テレビ、ラジオ、携帯電話（スマートフォンを含む）などを通じて緊急地震速報が出されたら、あわてず行動



※緊急地震速報が間に合わない場合もあります。

地震発生

自分の命は
自分で守る

これが、
1番大事！

- ・ 危ない所から離れる！
- ・ 頭を守る！
- ・ 落ち着いて！

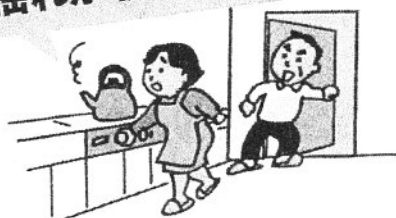
次の場合には、直ちに津波浸水想定区域外に避難しましょう。区域外への避難が困難な場合は、津波避難ビルなどの高い場所へ避難しましょう。

こんな
ときは
要注意

- 強い揺れを感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき
- 海や川に異変があったとき
- 大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたとき
- 避難の呼びかけがあったとき

※津波ハザードマップや防災マップで、津波浸水想定区域を確認しましょう！

揺れが収まったら



火の始末と出口確保

自宅の中の状況確認



防災行政無線、

メールマガジン、
テレビ、ラジオ、

スマートフォンアプリ、
インターネットなどで
情報収集

一時避難場所へ集合

自主防災組織などを中心に活動

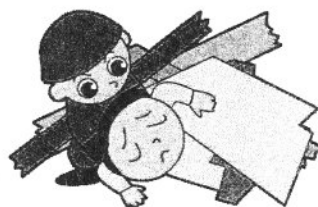
近隣への声かけ
一時避難場所へ集合できなかった方を中心に。



みんなで
助け合おう



救出・搬送・
応急救護



初期消火活動

延焼を防げない場合は
無理せず、広域避難場所へ。



その後は

みんなの助け合いが必要になります

自宅が無事な場合は、自宅で生活

- 事前に用意した防災備蓄品を使い、自宅で生活を続けましょう。
- 避難施設へ「在宅被災者」として登録し、定期的に避難施設へ行き、食料や物資を受け取り、情報収集を行いましょう。



自宅での生活が困難な場合は、避難施設へ

- 避難する際は、電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めましょう。
- 避難施設は、物資・情報の拠点です。避難施設に届いた物資などは、避難施設運営委員会が中心となって登録者に配布します。

避難施設での生活が困難で支援を必要とする場合は、福祉避難所へ

- 避難施設での生活が困難な要配慮者（高齢者や障がい者など）は、市民センター・公民館に開設される福祉避難所（一次）へ移動していただきます。
- 市と協定を締結した福祉施設である福祉避難所（二次）の受入体制が整い次第、福祉避難所（一次）から福祉避難所（二次）へ移動します。

我が家の安全対策



1. 家具の転倒防止、家財の落下防止を行う

家具はあらかじめしっかり固定しましょう。また、寝室には、背の高い家具を置かないようにしましょう。落ちてきたら危ない物（食器や装飾品など、重たいものや硬いものは凶器になります。）は、低い所に保管しましょう。

2. ガラスの飛散対策を行う

窓ガラスや棚のガラス戸に、飛散防止フィルムを貼りましょう。

散乱した物で足をけがしないように、各部屋、枕元にスリッパや靴を置いておきましょう。



3. 感震ブレーカーを設置して、通電火災を防ぐ

地震の揺れを感知し作動する感震ブレーカーで、地震により倒れた電熱機器による出火等を防ぎましょう。また、夜間の照明確保のために懐中電灯などの照明器具を常備しましょう。

4. 家屋の耐震診断・補強・改修をする



市では、簡易耐震診断などのパンフレットを配布していますので、チェックしてみましょう。また、木造建築物の耐震診断費用補助や分譲マンション耐震診断補助金給付制度などもあります。

※問い合わせ先 計画建築部建築指導課 0466(25)1111（代表）